

(16) 堀川

操業区域：次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域

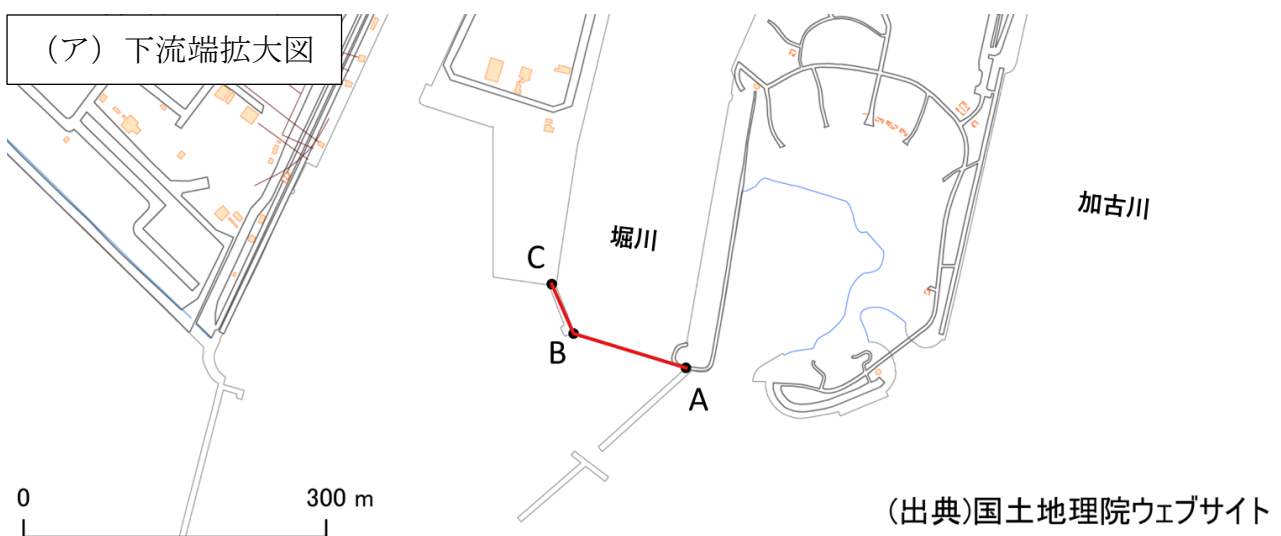
A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称御台場堤防）基部（北緯 34 度 43 分 56.4 秒、東経 134 度 48 分 5.2 秒）

B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯 34 度 43 分 57.3 秒、東経 134 度 48 分 1.6 秒）

C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯 34 度 43 分 58.6 秒、東経 134 度 48 分 0.9 秒）

（注）緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第 1 位までとしているため参考値

【参考】各点のグーグルマップ リンク（点A、B、C）



（注）赤線：操業区域下流端（点A、B及びCを結んだ線）



加古川

(出典)国土地理院ウェブサイト

(注) 赤線：作業区域上流端（高砂樋門）